個人情報取扱の委託に関する覚書

株式会社ガーネット(以下「甲」という)と

(以下「乙」という)は、甲が乙に委託する業務(以下「本業務」という)に伴う個人情報の取扱いについて以下の通り覚書を締結する。

(委託者及び受託者の責任)

- 第 1 条 甲が乙へ取り扱いを委託する個人情報は、個人情報保護に関する法令、ガイドライン、JISQ15001:2017等の規範に則って、適法に取得したものでなければならない。
 - 2 乙は、甲が乙へ委託する業務に伴って取扱う個人情報を、その委託業務の達成の範囲 内において、当該契約を遵守し、甲の指示に従って適切に取扱う責任を負うものとする。

(守秘義務)

- 第 2 条 乙は、本覚書に基づき業務を遂行するにあたり、個人情報保護に関する法令、国が定める指針及びその他の規範を遵守し、業務の遂行上知り得た甲の機密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取扱いについては最大限の注意を払い、委託した業務の目的以外に利用してはならない。
 - 2 乙は、委託された個人情報を機密事項として保持し、事前に書面による甲の同意を得ることなく、第三者に開示、提供または委託してはならない。
 - 3 乙は、委託された個人情報について、前2項を本業務に関与する従業員(契約社員、派遣社員、パート・アルバイト社員を含む)に遵守させるために、秘密保持契約を締結するなど、必要な措置を講じるものとする。

(安全管理の措置)

- 第 3 条 乙は、本業務において個人情報取扱責任者を定め、乙及び乙の従業員に対して、 本業務によって得られた各種データ等が減失、漏えい、き損しないよう、万全の管理体制 を講ずるとともに、甲が指示した管理事項を遵守しなければならない。
 - 2 乙の管理体制が不十分であると甲が判断した場合は、甲は乙に対して是正を求めることができる。

(委託契約範囲外の複写・複製の禁止)

第 4 条 乙は、本業務において甲から提供を受けた個人情報及び個人情報が記録された媒体(紙媒体、磁気媒体、電子メールを含む)その他一切の資料等を、甲の承認もしくは指示のある場合を除き、これを複写、複製、改変する等の行為を行わないものとする。ただし、磁気媒体記録のバックアップ等、安全管理上必要最低限の複製についてはこの限りではない。

(委託契約範囲外の加工・利用の禁止)

第 5 条 乙は、「個人情報」を厳重に管理するものとし、甲の承認もしくは指示のある場合 を除き、契約範囲外の利用・加工を行わないものとする。

(契約終了後の措置)

第 6 条 乙は契約の終了時または甲からの要請のあった場合には、個人情報およびその複製物の全てを、速やかに甲の指示に従い返還または廃棄するものとする。

2 本覚書における守秘義務は、本覚書の有効期間終了後も存続するものとする。

(再委託に関する事項)

- 第7条 乙は甲の事前の書面による承認なしに、本件に関わる個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
 - 2 乙は、本条第1項の規程により、甲から書面による事前の承諾を得た第三者に対して 本業務を再委託する場合は、第三者に本覚書と同等の機密保持義務を遵守させなければな らない。

(個人情報の取扱状況に関する報告)

第 8 条 甲は乙における個人情報の取り扱い状況について、定期的に報告を求めることができるものとする。この場合、乙は速やかに応じるものとする。

(管理状況の調査)

第 9 条 甲は、本覚書の規定に関し、乙の管理状況を調査することができる。この際、乙は 甲の調査に協力する義務を負うものとする。

(事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項)

第 10条 乙の管理下において個人情報の滅失、漏えい、き損等の事件・事故が発生した場合、直ちに甲に報告し、原因の究明にあたるほか、情報の収集や二次被害の防止のために甲の指示に従い、自己の費用負担において適切な措置を取るものとする。

(契約内容が遵守されなかった場合の措置)

第 11 条 乙が本覚書に違反した場合、甲は当該委託契約の全部又は一部を事前の催告無く解除することができる。

(特定個人情報の取扱い)

- 第 12 条 甲が乙に取扱を委託する個人情報が個人番号を含む場合、乙は以下の点を遵守しなければならない。
 - (1) 秘密保持義務(本覚書第2条)
 - (2) 乙の事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
 - (3) 特定個人情報の番号法に定められた目的以外の利用の禁止
 - (4) 再委託における条件(本覚書第7条)
 - (5)漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任(本覚書第10条、第11条)
 - (6) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄(本覚書第6条)。
 - (7) 当該特定個人情報の取扱担当者を限定的に定め、適切な管理に必要な監督・ 教育を行うこと。
 - (8) 契約内容の遵守状況について報告(本覚書第8条)

(損害賠償)

第 13 条 乙の責に帰すべき事由により個人情報が滅失、漏えい、き損することにより、 甲または甲の関係会社、本人及びその他第三者に損害が発生した場合、甲は乙に対して その損害の賠償および甲が必要と認める措置を請求できるものとする。 (有効期間)

第 14 条 本覚書の有効期間は、 年 月 日から1年間とする。なお、期間満了1 ヶ月前までに甲、乙いずれからも契約を継続しない旨の申出がない場合は、さらに1 年間継続するものとし、以後も同様とする。

年 月 日

甲 京都市下京区小稲荷町 85 番地 8 株式会社ガーネット 代表取締役 中野 拓磨



 \angle